

I. 学生・生徒災害傷害保険

(専修学校・各種学校学生・生徒災害傷害保険および施設賠償責任保険)

※この保険の被保険者(保険の補償を受けることができる方)は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団賛助会員の専修学校または各種学校に在籍する学生生徒に限ります。

◆この保険契約において学校とは、学校教育法第124条、126条または134条に定める専修学校、高等専修学校、専門学校または各種学校をいいます。

1 学生・生徒災害傷害保険とは……

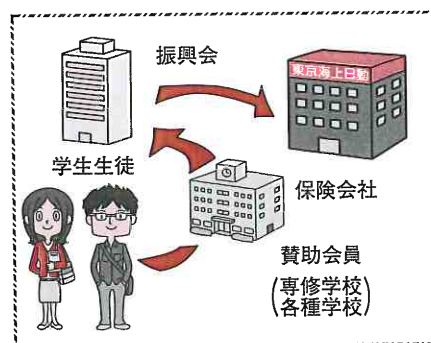
学校が万全の注意を払っているにもかかわらず、教育活動中の不慮の事故により、学生生徒が負傷等の災害を被ることが少なくありません。

人身事故の発生予防については、学校も学生生徒も協力してこれにあたる必要がありますが、発生した事故については、その結果被害を受けた学生生徒の救済を充分にはからなければなりません。

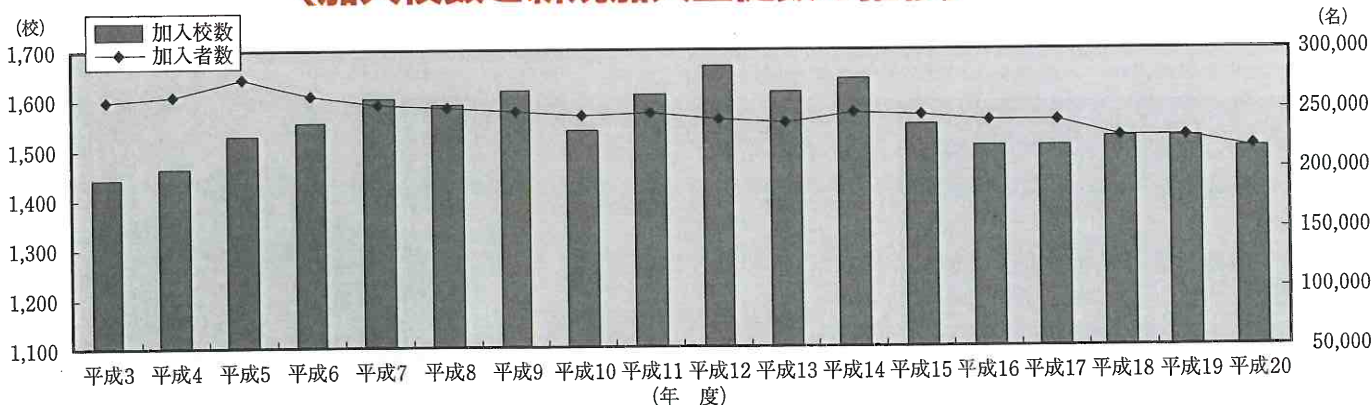
専修学校・各種学校学生・生徒災害傷害保険はこのような理念のもとに、合理的な保険料で被害の救済に資するよう、こころがけて創られました。

現在は約1,500校の学校で採用いただき、毎年の新規加入者数も約21万人となっております。(平成20年度現在)

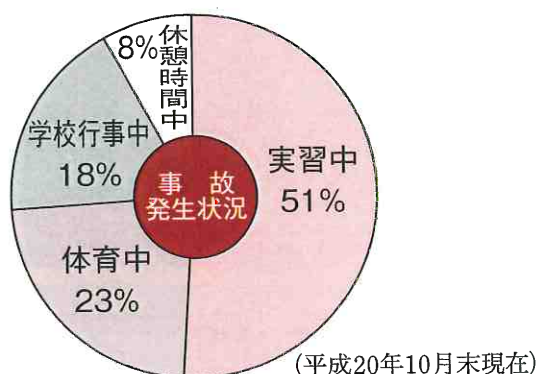
この保険は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が保険契約者となり、損害保険会社(幹事会社:東京海上日動火災保険株式会社)と一括契約をしています。



(加入校数と新規加入生徒数の推移)



(保険金のお支払い割合)



(保険金のお支払い事例)

分野	事故状況	治療日数	支払保険金
工業	●校内サッカー大会で衝突してケガ。	57日	171,000円
	●実習授業中、工具に指をはさみ、爪をわってしまった。	9日	9,000円
衛生 商業実務	●調理実習中、包丁で指先を切断。	15日	21,000円
	●階段ですべって転落。	16日	16,000円
教育・社会福祉、文化・教養	●屋上に出る際、足をひっかけて脱臼。	31日	31,000円
	●保育指導実習中、走っていて同級生と衝突して転倒、アキレス腱断裂。	50日	167,000円
	●授業中、正座で足がしびれ、立ったときによりめいて転倒、足首を捻挫。	15日	15,000円
	●宿泊研修中、フィールドアスレチックの施設に腹部をぶつけて裂傷を負う。	12日	30,000円

(1) 学生生徒の傷害事故補償

学生・生徒災害傷害保険

専修学校・各種学校における、正課中、学校主催の行事中、学内休憩時間中、その他学校施設内にいる間、課外活動中に起きた急激かつ偶然な外来の事故による傷害を補償します。

1 正課授業中

講義、実験・実習、演習または実技による授業を受けている間や、指導教員の指示に基づき、卒業研究・研究活動を行っている間の傷害事故（自宅等、専ら私的生活に係る場所で行っている間を除きます。）



2 学校主催の行事中

学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間の傷害事故

3 学内休憩時間中

学校が教育活動のために所有・使用または管理している学校施設内における、授業開始前、授業と授業の間または昼食時の休憩時間中の傷害事故（被保険者の登校すべき日の最終授業終了後や、学校の施設外にいる間を除きます。）なお、1～3以外で学校施設内にいる間（寄宿舎にいる間、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。）も補償の対象となりますが、その場合は補償金額が異なります。P3の表をご覧ください。

4 課外活動中

学校施設外で学校に届け出た課外活動を行っている間

学校の規則に則った所定の手続きにより学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間の傷害事故（学校が禁じた時間もしくは場所にいる間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。）



通学中等傷害危険担保特約（オプション）

さらに、特約を付帯することにより通学中・学校施設等相互間の移動中での急激かつ偶然な外来の事故による傷害も補償します。平成14年度より募集を始め、平成20年度には約1,200校の学校にご加入いただいております。

5 通学中

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により、住居と学校施設等との間を往復する間の傷害事故

6 学校施設等相互間の移動中

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により、学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間の傷害事故

接触感染予防保険金支払特約（オプション）

臨床実習中の急激かつ偶然な外来の事故により、感染症の病原体に接触し、感染症予防措置を受けた場合に保険金をお支払する特約で、平成23年度より募集を開始いたしました。

7 臨床実習中

病院または診療所等の臨床実習が行われる施設内において、被保険者が直接間接を問わず、感染症の病原体に予期せず接触し、医師の指示または指導に基づき、感染または発症を予防することを目的とする検査、投薬等の感染症予防措置を受けた場合に保険金をお支払します。

※接触感染予防保険金支払特約の加入対象は、臨床実習を行う医療関連学科の学生生徒のみとなります。
※院内感染は補償の対象となりません。

(2) 学生生徒の賠償事故補償（施設賠償責任保険・ただし、日本国内での事故に限ります。）

日本国内において保険期間中に学生が学校の正課、実習、学校行事、課外活動等の学校管理下における活動に起因して、他人にケガをさせたり他人の財物（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）を損壊したことにより法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償します。（ただし看護科、准看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科等の医療関連学科に関する実習の賠償事故は対象となりません。これらの医療関連実習中の事故については「医療分野学生生徒賠償責任保険」にて補償されます。）

さらに、上記「傷害事故補償」に通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合は、自宅から学校への通学中等に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償します。

1 実習中など

保険期間中、日本国内において実習など、学校管理下の活動に起因して、他人の身体に障害を負わせ、または、他人の財物（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）を損壊させたことにより、学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合

例) 企業実習中、派遣先の機械を誤操作して他人をけがさせた。



2 通学中等

（学生・生徒災害傷害保険に通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合に限ります。）

合理的な経路および方法（学校が禁じた経路・方法を除きます。）により住宅と学校施設との間を往復する際に他人の身体に障害を負わせたり、財物（ただし、学生生徒が管理する財物や借物等の受託物は除きます。）を損壊させ、学生生徒が法律上の賠償責任を負った場合

例) 自宅から学校への通学途中に歩行者にぶつかりけがをさせた。



(1) 保険金額および日額

賠償責任補償においては医療関連の実習は対象となりません。

医療関連の実習中の賠償事故については「医療分野学生生徒賠償責任保険」(P6)にて補償します。

補償内容		死亡保険金		後遺障害保険金		入院保険金		手術保険金		通院保険金	
		昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部	昼間部	夜間部
傷害事故補償額	正課中 学校行事参加中 学内休憩時間中(注1)	2,000万円	1,200万円	程度に応じ 90万円～ 3,000万円	程度に応じ 54万円～ 1,800万円	事故の日から その日を含めて 180日を限度に		事故の日から その日を含めて 180日以内の 手術(注5) 手術の種類に 応じて		事故の日から その日を含めて 180日以内の 通院に限り 通院日数 90日を限度に	
	上記以外で学校施設 内にいる間(注2)										
	学校施設外で学校に 届け出た、課外活動を行 っている間(注2)	1,000万円	600万円	程度に応じ 45万円～ 1,500万円	程度に応じ 27万円～ 900万円	1日につき 4,000円		4万円、8万円 または 16万円		1日につき 1,200円	
	通 学 中(注3)									1日につき 1,200円	
	学校施設等 相互間の移動中(注3)									1日につき 1,000円	
臨床実習中	接触感染予防保険金(特約加入者が接触感染予防措置を受けた場合) 支払保険金:1事故につき15,000円(定額払い)(注6)(注7)										
賠償責任補償額(注4) 対人(1名/1事故につき) 対物(1事故につき)		支払限度額 対人賠償:1名につき5,000万円/1事故につき5億円 対物賠償:1事故につき500万円 (免責金額 なし)									

(注1) 放課後の休憩時間中や寄宿舎にいる間を除きます。

(注2) 学校が禁じた時間もしくは場所にいる間や学校が禁じた行為を行っている間を除きます。また学校施設には寄宿舎は含みません。

(注3) 通学中等傷害危険担保特約を付帯した場合に限ります。

(注4) この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

(注5) 手術保険金は、入院保険金が支払われる場合で、かつ1事故につき1回の手術に限ります。

(注6) 院内感染は補償の対象となりません。

院内感染とは、臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合(蔓延するおそれのある場合を含みます。)に、被保険者が目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症を発症したこと(発症するおそれのある場合を含みます。)をいいます。

(注7) 感染症の治療費は対象となりません。

(2) 保険料(学生生徒1人あたり)

保険期間	昼間部		夜間部		接触感染予防保険金支払特約 昼間部、夜間部共通
	通学特約無	通学特約有	通学特約無	通学特約有	
6ヶ月	360円	610円	380円	570円	10円
1年	520円	900円	530円	810円	20円
1年6ヶ月	710円	1,230円	760円	1,140円	30円
2年	910円	1,610円	970円	1,490円	40円
2年6ヶ月	1,120円	1,970円	1,200円	1,840円	50円
3年	1,330円	2,330円	1,410円	2,160円	50円
3年6ヶ月	1,530円	2,690円	1,620円	2,490円	60円
4年	1,690円	2,960円	1,790円	2,750円	70円

※文部科学省が毎年実施している学校基本調査(指定統計第13号)の「昼間」「夜間」区分に係る報告内容に沿ってご加入ください。
 ※接触感染予防保険金支払特約の加入対象者は、臨床実習を行う医療関連学科(看護科、準看護科、助産師科、保健婦科、歯科衛生士科、歯科技工士科、臨床検査科、臨床工学科、診療放射線科、理学療法科、作業療法科、言語聴覚療法科、薬業科、柔道整復科、あん摩マッサージ指圧科、はり科、きゅう科、視能訓練士科、東洋医療科等)の学生生徒のみとなります。

(3) 保険責任期間

この保険の保険責任期間は学生の在籍期間に応じ、次のいずれかとなります。

平成24年4月1日午前0時～平成24年9月30日午後12時

平成24年4月1日午前0時～平成25年9月30日午後12時

平成24年4月1日午前0時～平成26年9月30日午後12時

平成24年4月1日午前0時～平成27年9月30日午後12時

平成24年10月1日午前0時～平成25年3月31日午後12時

平成24年4月1日午前0時～平成25年3月31日午後12時

平成24年4月1日午前0時～平成26年3月31日午後12時

平成24年4月1日午前0時～平成27年3月31日午後12時

平成24年4月1日午前0時～平成28年3月31日午後12時

この保険の保険責任期間は、学校が、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団に所定の保険料を添えて申込み手続きを行った日の翌月1日午前0時から始まり、保険期間の末日午後12時(注)までとなります。

ただし、学校が平成24年4月1日以前に学校長の決定もしくは、理事会等の決議により学校一括で全学生生徒を加入させることの機関決定(新規加入の場合のみ、所定の機関決定証明書をご提出いただきます。)がなされ、かつ平成24年5月15日までに所定の保険料を添えて申込み手続きを行った場合には、保険責任期間は、保険期間の初日午前0時から保険期間の末日午後12時までとなります。

(注) 保険責任開始日について、詳しくは株式会社第一成和事務所までお問い合わせください。

(4) 補償のあらまし

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分にご確認ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷害	死亡保険金	P2の2(1)に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	①保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ②けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ③無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ④脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ⑤妊娠、出産、流産によるケガ ⑥外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(注1) ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動などによるケガ(*) ⑨核燃料物質の有害な特性などによるケガ(注2) ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、職務以外での航空操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ(注3) ⑪自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ(注3) ⑫むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金	P2の2(1)に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	⑬接触感染予防保険金のみ ⑭院内感染による感染症予防措置(注4) ⑮感染症の治療費 など (注1)ただし、学生生徒が、これらの自然事象の観測活動に従事している間については、補償の対象となります。 (注2)ただし、学生生徒が、核燃料物質、それによって汚染された物またはこれらを使用する装置を用いて行う研究・実験活動に従事している間については、補償の対象となります。 (注3)学生生徒が正課中、学校行事参加中および学校施設内における放課後以外の休憩時間中に負ったケガについては補償の対象となります。 (注4)院内感染とは、臨床実習を行った施設内で、感染症の病原体を保有する患者等が発見され、かつその感染症が院内で蔓延した場合(蔓延するおそれのある場合を含みます。)に、被保険者が目的としてその施設内に滞在し、かつ感染症を発症したこと(発症するおそれのある場合を含みます。)をいいます。
	入院保険金	P2の2(1)に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	
	手術保険金	P2の2(1)に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けた場合	
	通院保険金	P2の2(1)に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けた場合	
	接触感染予防保険金	P2の2(1)に記載されている間に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として接触感染(病院または診療所等の臨床実習が行われる施設内において、被保険者が直接間接を問わず、感染症の病原体に予期せず接触すること)をし、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内にその接触感染に対する感染予防措置を受けた場合	
施設賠償責任保険		1事故につき15,000円をお支払いします。ただし、1事故に基づく傷害について、接触感染予防保険金の支払は1回に限りま。	
		1事故につき15,000円をお支払いします。ただし、1事故に基づく傷害について、接触感染予防保険金の支払は1回に限りま。	

上記傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、日射または熱射による身体の障害も含みます。
(*)「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為によるケガは除きます。なお「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

加入手続き

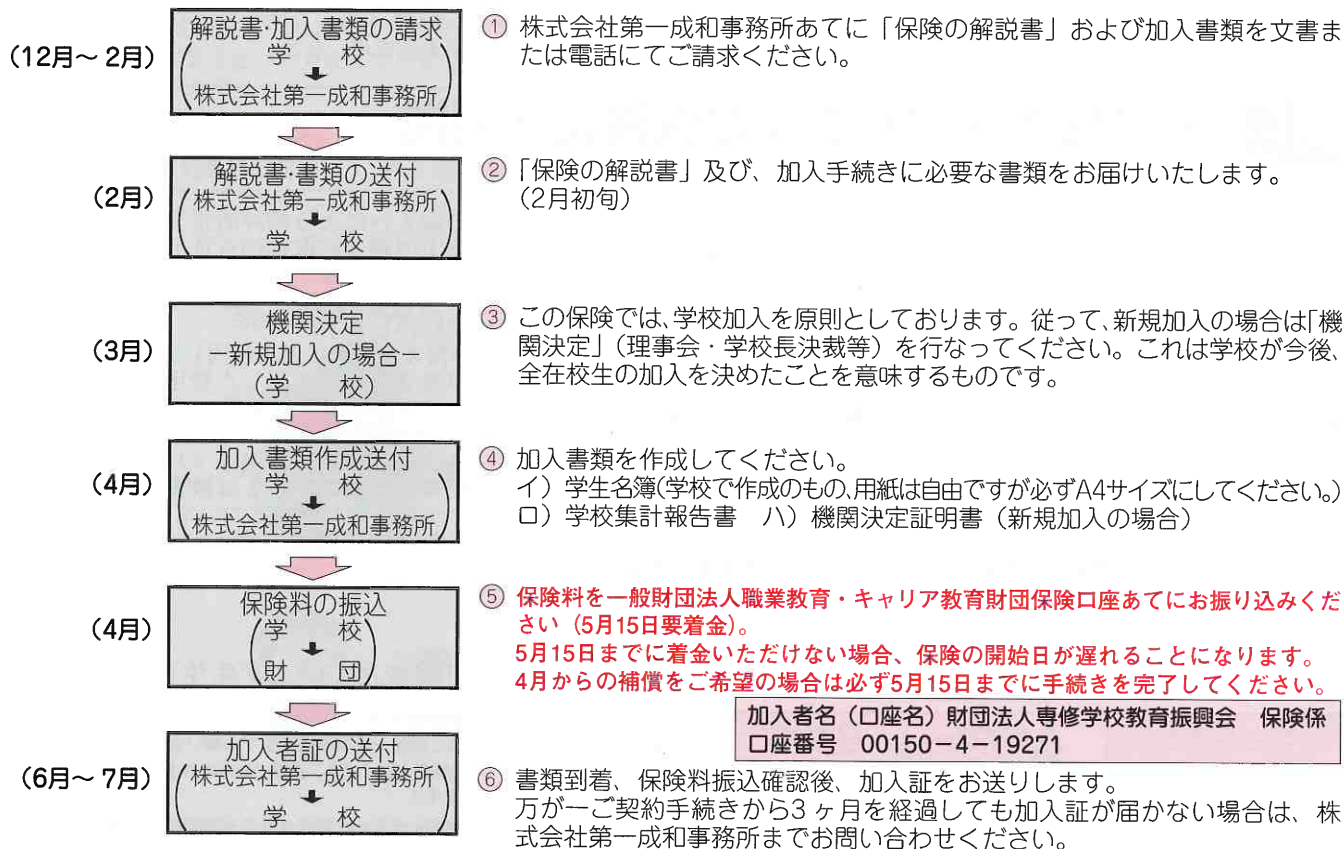
平成24年度より保険料払込取扱票が統一されます。

したがって、昨年度までの保険種類ごとの払込取扱票は使用できませんのでご注意ください。

1 学生・生徒災害傷害保険

●加入事務の流れ（4月加入の場合）

■加入手続きの事務処理につきましては、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団及び、損害保険代理店の「株式会社第一成和事務所」が行います。



2 インターンシップ活動賠償責任保険

- ① 学校にて、1人250円×人数分をとりまとめ、3月31日（土）までに所定の振込用紙にて、**ゆうちょ銀行口座番号00150-4-19271、口座名 財団法人専修学校教育振興会 保険係**までお振り込みください。
- ② また、「インターンシップ活動賠償責任保険集計報告書」と加入者名簿（用紙は自由ですが、必ずA4サイズにしてください。）を株式会社第一成和事務所までご送付ください。
- ③ 保険料の着金と「インターンシップ活動賠償責任保険集計報告書」が確認できたのちに、加入証を送付します。

3

医療分野学生生徒賠償責任保険

- ① 学校にて、1人1,000円×人数分をとりまとめ、**3月31日(土)**までに所定の振込用紙にて、**ゆうちょ銀行口座番号00150-4-19271、口座名 財団法人専修学校教育振興会 保険係**までお振込みください。
- ② また、「医療分野学生生徒賠償責任保険学校集計報告書」と加入者名簿（用紙は自由ですが、必ずA4サイズにしてください。）を、株式会社第一成和事務所までご送付ください。
- ③ 保険料の着金と「医療分野学生生徒賠償責任保険学校集計報告書」が確認できたのちに、加入証を送付します。

4

学校賠償責任保険

- ① 学校賠償責任保険専用の「専修学校各種学校賠償責任保険学校集計報告書」に保険料、学生生徒数および、算出による今回の保険料をご記入のうえ、**3月31日(土)**までにその保険料を**ゆうちょ銀行口座番号00150-4-19271、口座名 財団法人専修学校教育振興会 保険係**まで、お振り込みください。
- ② 保険料の着金と「専修学校各種学校賠償責任保険学校集計報告書」が確認できたのちに、加入証を送付します。

5

個人情報漏えい保険

- ① 個人情報漏えい保険専用の「専修学校各種学校個人情報漏えい保険学校集計報告書」に学生生徒数、タイプ、および保険料をご記入のうえ、**3月31日(土)**までにその保険料を**ゆうちょ銀行口座番号00150-4-19271、口座名 財団法人専修学校教育振興会 保険係**までお振込みください。
- ② 保険料の着金と「専修学校各種学校個人情報漏えい保険学校集計報告書」が確認できたのちに、加入証を送付します。

※各保険ともゆうちょ銀行以外の口座のお取扱はできません。予めご了承ください。

【お知らせ】

財団法人専修学校教育振興会は、平成24年4月1日より一般財団法人職業教育・キャリア教育財団へ移行しました。

